

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（川内原子力発電所
原子炉施設保安規定変更認可申請（受電系統の変更））【4】」
2. 日時：令和5年7月25日（火）13時30分～14時30分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室
4. 出席者：（※・・・TV会議システムによる出席）
原子力規制庁：
（新基準適合性審査チーム）
奥安全規制調整官、中川上席安全審査官、鈴木主任安全審査官

九州電力株式会社：
原子力発電本部 原子力電気計装グループ 副長 他4名（うち2名※）
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料：
資料1 川内原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について「受
電系統の変更に伴う変更」
資料2 川内原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について「受
電系統の変更に伴う変更」（補足説明資料）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	原子力規制庁スズキです。本日は、
0:00:05	九州電力川内発電所の受電系統の変更に伴う保安規定変更認可申請のヒアリングを行います。
0:00:14	前回のヒアリング、
0:00:18	において、
0:00:21	外部電源サーベランスの
0:00:26	記載について、それから、
0:00:30	予防保全を目的とした点検補修を実施する場合、いわゆる青旗作業、この除外について、
0:00:38	それからそれらの補足的を、
0:00:43	の付則の適用時期の記載について、
0:00:48	何点对
0:00:50	前回のヒアリングで確認を行いました。それらの内容について今日は資料修正が
0:00:59	入っているかと思えます事前に、
0:01:02	資料いただいてまして、資料1が、
0:01:06	パワーポイントの形式の、
0:01:09	ものを、資料2が補足説明資料です。
0:01:12	修正された箇所が特段こう、
0:01:16	記とはつけられていないので、我々確認したつもりではいるんですけども、
0:01:21	行き違いがあるといけないので、まずは九州電力の方から変更した箇所、この
0:01:28	概要の説明をお願いしたいのと、資料の中には、
0:01:34	入っていないと思うんですけども、
0:01:38	前回用語定義をしていただいて、
0:01:41	外部電源受電系統、開閉所の設備範囲ということを確認しましたので、
0:01:48	それについて、申請書の記載の不整合欠落等のチェックをお願いしましたけれども、
0:01:55	その辺についてどうだったのかっていうこともあわせて説明をお願いしたいと思いますよろしくお願いします。
0:02:23	佐瀬九州電力の山北です。先ほど鈴木審査官から述べていただいたように、
0:02:33	反映。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:34	主
0:02:38	白水。
0:02:44	まず資料のセト。
0:02:54	資料1の方、
0:02:56	概要で
0:03:19	大分前
0:03:32	その
0:03:39	スライド概要資料の、
0:03:54	ヒアリングの
0:03:55	要望。
0:04:19	東京
0:04:21	日本語
0:04:30	前の流れで、
0:04:50	世界、
0:05:06	低なり、
0:05:30	整理と、
0:05:41	続きまして、
0:05:58	原子力規制庁スズキです。九州電力本店、すいませんミュートになって ましたので、現状、
0:06:07	最初の説明のところを始めたところです。引き続きやっていますので 九州電力お願いします。
0:06:17	資料1の方の範囲で、技術確認。
0:06:26	整理。
0:06:33	ヒライは
0:06:39	やっぱり確認を受けておりました。
0:06:45	の交流を踏まえて、
0:06:47	外部電源の
0:06:50	アヲハタ。
0:06:53	削除。
0:06:56	この
0:07:03	D、再度、
0:07:23	で、
0:07:41	オカた。
0:07:46	ええ。
0:07:57	稲岡田崎

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:59	様。
0:08:00	てる。
0:08:01	整合性。
0:08:10	愛煙内容を説明
0:08:18	予備変圧器、
0:08:21	外は
0:08:45	ここについては
0:08:49	しかしながら、ステップ僕、
0:08:53	第 87 条第 3 項を適用し、
0:08:56	予備変圧器の
0:08:58	点検補修。
0:09:00	でもあることから、
0:09:02	以降に、
0:09:03	87 条第 3 項の統括リーダーが主な変更。
0:09:08	削除の決定を適用する
0:09:38	コースの
0:09:43	開発やな。
0:09:57	この趣旨としましては、
0:10:00	従前、
0:10:08	これまで本店、
0:10:16	そこ
0:10:19	へと。
0:10:33	常に、
0:10:36	原則
0:10:39	5 年経過
0:10:46	やはり、
0:10:49	この選択性について、
0:10:51	500 円。
0:10:58	これによって、
0:11:08	元
0:11:17	になって、
0:11:43	下がって、
0:11:50	従来設けて、
0:11:59	具体的
0:12:05	運転所は、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:12	これについて、
0:12:16	第 1 第 2、
0:12:19	第 71-5。
0:12:22	LCO
0:12:31	6 回線
0:12:35	運転、
0:12:37	受ける。
0:12:42	ゲーム本規定の
0:13:00	記載の、
0:13:24	A大坂の外部電源の確認にあたっては、
0:13:33	健全化、
0:14:12	まとめ、
0:14:17	ええよ。
0:14:20	この辺
0:14:39	になって、
0:14:52	浅井君。
0:14:54	7
0:14:58	審査を進める中でこうしています。
0:15:05	サービスの
0:15:29	サーベランス。
0:15:50	変わらず、
0:15:58	運転士、
0:16:19	TMカトウも包絡した形でない。
0:16:34	メーカー。
0:16:46	以上になります。
0:16:54	検証規制庁スズキです。
0:16:57	まず、
0:16:58	用語の定義について、
0:17:03	適正化を図られた、
0:17:07	ところが、資料 1 の、
0:17:11	2 ページの工事概要のところだという話がありましたんで、
0:17:17	この適正化を図られた内容。
0:17:21	また、
0:17:22	使い方、
0:17:25	2 照らせば、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:28	申請している、71 条。
0:17:32	87 条。
0:17:35	付則も、
0:17:38	用語の定義はそれで統一化されるので、
0:17:41	中身については特段、
0:17:45	用語の使い分け等で修正される場所は、
0:17:50	ないと理解しましたけどそれでよろしいですか。
0:17:55	はい。
0:17:56	そうすると、
0:17:58	申請書の変更の理由の部分。
0:18:02	ていうのは、若干違ってくるのかなあと思うんですけども、
0:18:07	そこについてはまだ、
0:18:10	精査が進んでいなくて、今後、
0:18:16	変更することも考えているということなのかそれとも、
0:18:22	申請書は特段変更することなく読めるのでそのままにするというのかこの辺がはっきりしなかったんですけど、
0:18:30	そこはどうされるおつもりなんですか。
0:19:01	原子力規制庁するケースわかりましたそこはまだ検討中で、結論が出てないと理解しました。
0:19:08	続けてですね、先にサーベイランスのほうに行くんですけども、
0:19:14	まず
0:19:17	清保安規定の審査基準の適合性について、前回、
0:19:27	規則 92 条 1 項 8 号、からは 8 ポツ、
0:19:32	これの
0:19:36	要求内容についての適合について説明を求めたところです。それについては、資料 2 の 68 ページ。
0:19:47	で説明をされていて、
0:19:53	まず
0:19:54	基準自体が、
0:19:57	このサーベランスをどう、
0:19:59	定義づけているか。
0:20:00	というのが同じ資料の前のページの 67 ページの、
0:20:06	規則 92 条 1 項 8 号イからハの 7 ポツのところで、
0:20:12	サーベランス。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:14	審査基準上のサーベランスの定義があって、そのサーベランスの定義自身は、
0:20:21	LCをインダしないことを確認する、この行為がサーベランスなんだからというふうに定義されて、
0:20:29	いると、そこについては当然その、
0:20:32	鳥居飯野。
0:20:34	適合があって、
0:20:38	さらに、
0:20:40	8 ポツで言ってるサーベランスの実施方法。
0:20:44	についても、
0:20:46	これを読む限りにおいては、
0:20:50	外部電源の各回線、
0:20:54	について、
0:20:57	それぞれ、
0:20:58	適切な方法で確認をしていけばいいんだという、
0:21:03	ことで、適合するんだという説明になっているかと思えます要するに系統跨いで回線跨いで、
0:21:11	何かしら関係するような確認をする必要はないんだというふうに読めました。
0:21:18	そういった意味で、今のは、
0:21:22	71 条の記載の通り、
0:21:25	LCO逸脱の条件、これを確認するということがサーベランスとして
0:21:41	71 条の 2 項、
0:21:43	で、
0:21:46	そこは
0:21:47	しましたけれども、
0:21:53	今日の資料で、
0:21:57	増えて、
0:21:59	既定の基本方針の抜粋。
0:22:02	64 ページ 6、65 ページ、資料 2 の 64 ページ 65 ページ。
0:22:08	審査基準のことを否定するわけじゃないんですけど、
0:22:13	本来的なサーベランスの意味合いとしては、資料 2 は 65 ページのサーベランスの頻度の考え方。
0:22:21	一文目で書いてあるように、サーベランスっていうのは、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:26	LCOが定義された機器系統の動作確認なんだと、LCOを満たすかどうかによってよいかは、LCOが定義された。
0:22:35	機器系と、それらについて、動作確認をしていく行為が、本来さ、
0:22:44	として、
0:22:45	調査不動産、それぞれ、
0:22:47	木、
0:22:48	衛藤ごとに、
0:22:50	或いはそれが絡めて最終的に必要となる機能、
0:22:53	について、
0:22:55	LCを満たしているかどうかということを確認できるとまさにここに書いて、
0:23:03	ことだと。
0:23:04	思っていて、
0:23:06	そういった意味をとらえて多分、
0:23:11	九州電力は、64 ページの、
0:23:15	2 ポツ、
0:23:17	運転上の制限及びサーベランスについての 3 段落のなお書きのところで
0:23:24	サーベランスではないけど、社内規定において、1 日 1 回、
0:23:30	外部電源の前回線数、
0:23:33	について、健全性確認をしているんだと、これを社内規定に定めて運用して、
0:23:41	輸送の結果をもって、
0:23:44	LCOを満たす回線数の動作確認ができています。
0:23:48	のでLCO逸脱してないと判断できると。
0:23:51	さらにこういう、
0:23:53	流れかなというふうに、
0:23:55	でですね、先ほど言った、
0:23:59	保安規定 71 条の 2 項は、
0:24:04	1 週間に 1 回、
0:24:06	の頻度でサーベランスするという。
0:24:08	でも先ほどの資料には 64 ページ行っている社内規定でやってるのは、
0:24:13	サーベランスそのものではなくって、何かしら独自の社内規定において、
0:24:20	動作確認の記録をしていくような、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:24	プロセスがあって、そのプロセス、
0:24:28	結果をもって、70本あって71条の2項でいう、
0:24:35	LCOを満足してるかどうかという確認をすること自体を、保安規定上サーベランスというふうに定めていますと。
0:24:45	そこは
0:24:46	理解できました。一方ですね。
0:24:50	その資料の64ページのお書きで書いてある社内規定、
0:24:55	これは直接的にサーベランスではないと思って思いますけれども、これってというのは保安規定上どこかで、
0:25:02	この社内規定を呼び込んでいる或いは飛ばしているところみたいなところが、
0:25:08	具体的にあるんでしょうか。
0:25:11	そこだけ説明をお願いしたいんですけど。
0:25:17	具体的
0:25:48	であれば、
0:26:13	規制庁数でそれは、
0:26:15	三条の品質マネジメントシステムの中で、
0:26:23	今、該当する社内規定ってというのはど、具体的に、
0:26:28	アナリスト。
0:26:31	表みたいなやつがあるんですけど。
0:26:36	ええ。
0:26:43	本。
0:27:38	規制庁鈴木です。具体的にどこかの基準、社内基準にまとめているわけではなくって、
0:27:49	規定文書体系図の中に示されている各
0:27:53	規程類の中で、
0:27:56	散りばめられて、
0:27:59	規定されている。
0:28:01	ということでしょうか。
0:28:10	すみません九州電力本店からよろしいでしょうか。
0:28:14	主力本店サノれず、
0:28:18	1日に1回、すべての電圧確認で、すべての外部電源の電圧確認、健全性確認であったり、アプリ含めてそれを踏まえてサーベランスっていうところ、こちらも運転基準に定めております。以上です。
0:28:43	規制庁都築です。運転基準っていうタイトルのものがちょっと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:49	見つけれないんですけれども、原子炉施設保安規定を受けて品証マニュアルを
0:28:54	ニイツマニュアルの
0:28:56	発電所の基準を受けて、
0:28:59	中段よりちょっと下ぐらいにあるんですけども、
0:29:10	減
0:29:19	アノ発電課が、発電課というか、括弧で書いてある。
0:29:24	大原則第 8 号というところがあるんですけども、それに当たります。
0:29:35	規制庁鈴木ですわかりました。
0:29:38	発電課の
0:29:43	運転基準川内川内原則 8 号、これの中に、
0:29:49	今回の外部電源以外の、
0:29:54	サーベランスも全部含めて、
0:29:57	ここに一通り規定されていて、
0:30:01	先ほどの資料 2 の、
0:30:04	64 ページで言ってるところは
0:30:08	確認の頻度が違うので、直接的にサーベランスというわけじゃないけど、
0:30:13	設備の動作確認を、この運転基準の中で、エースLCOがかかってくる。
0:30:21	系統機器等について、
0:30:25	確認、動作確認の。
0:30:27	ええ。
0:30:30	すべきものが記載されていると、そういうふうに理解しましたけどそれでよろしいですか。
0:30:38	すいません九州電力本店サノです。
0:30:41	一部認識合わせという感じなんですけども、先ほど鈴木さんがおっしゃっていただいた通りで、基本的にこちらの運転基準において、外部電源以外の
0:30:52	他にLCO設定されてる設備についてもサーベランス規定はどういうふうに確認するとかっていうのが規定されてはいるんですけども、
0:31:02	基本的につてことで、全部が全部じゃなくて一部は別の補修基準にもう補正基準に定められているものもあります。以上です。
0:31:15	編集長規制庁宗です。わかりました。とりあえず、今回対象としている外部電源については、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:23	仙台原則第 8 号の運転基準の中で、直接的サーベランスじゃないけど、各、
0:31:30	回線すべてにおいて 1 日 1 回、動作確認をするということが、
0:31:38	書かれているということは理解しました。ありがとうございます。
0:31:41	続けてですね青旗作業の除外の話に移ります。
0:31:59	青旗作業の除外が、資料 2 の 49 ページで、
0:32:07	説明されて、50、
0:32:09	ページで、付則 4 の適用開始。
0:32:16	時期を、連絡用変圧器、ではなくって、500kV送電線切り換え工事これ 2 号まで含めて、
0:32:26	ということでそれ以降、網にすると。
0:32:31	ということが説明されました。
0:32:34	で、まずですね、やっぱり 49 ページの、
0:32:42	87 条の、
0:32:44	表な 87-1 から、
0:32:48	今回の外部電源を除外する、
0:32:55	なぜ除外するのか、そこが 87 条の条文の中からはちょっと読み取れなくて、
0:33:04	これ適用時期関係らしいんですね。
0:33:07	まず、49 ページの下側に 87 条の 1 項から 4 号まで抜粋して書いていただいてまして、4 項は、
0:33:16	1 項から 3 項は、赤旗にならない。
0:33:20	ことを書いて
0:33:23	オガタ作業をそもそも入れてた内容は、1 項 2 項 3 項どれかですということ、
0:33:30	今まで参考で 80 表 87-1 に、外部電源という設備、
0:33:37	これについて、
0:33:39	当アヲハタ作業にしますという制限がされていたと。で、
0:33:44	まず、
0:33:46	8、3、80、
0:33:48	87 条 3 項なんですけど、
0:33:51	表 80、表 87-1 に定める設備って言ってるのは、その
0:33:59	保全計画に基づき、定期的に
0:34:03	補修を実施する設備のことを言っていると思って。
0:34:08	要するに保全計画、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:10	が必要なもの、かつ、
0:34:13	点検補修をするもの。
0:34:16	ということで、外部電源っていうのを、対象設備として書いてましたけど、
0:34:22	この外部電源っていうのは実際の設備のことではなくって、機能のことを言うというのが前回のヒアリングだったので、
0:34:31	保全計画に基づき定期的に行う。
0:34:35	点検補修を実施する設備って、
0:34:38	外部電源の中でどれかっていうのは、外部電源の
0:34:45	定義を、
0:34:47	説明していただいた図で、
0:34:50	確認するのが一番早いと思う。
0:35:02	資料2の56ページ。
0:35:10	これの、まず、
0:35:13	これはだから、完成後、
0:35:16	先ほど言った500kV、
0:35:19	送電線切替工事後の姿で、
0:35:27	49ページで言ってる。
0:35:29	12号予備変圧器、これはそうですねっていうことで、補
0:35:34	今回、
0:35:36	明日連絡用変圧器、
0:35:41	受電遮断器、
0:35:47	500kVでいうと、
0:35:50	50の、
0:35:52	3040
0:35:54	それから、
0:35:56	20、22kVでいうと、
0:36:00	220kVでいうと、
0:36:04	20の
0:36:06	50607080
0:36:09	これら、他にあるのかもしれない他の遮断機もあるかもしれませんが、
0:36:16	これらのことをいう。
0:36:18	これはよろしいですか。
0:36:23	はい。
0:36:24	で、それを

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:26	経てさっきの、
0:36:30	49 ページの 87 条の 3 項を見たときに、これらは保全計画に基づき定期的、
0:36:37	点検補修を行う設備だと言ってこれが、回線数が所増強された外部電源回線数或いは受電か系統会の
0:36:48	系統数が、
0:36:50	増強された状態においても、それらの、
0:36:55	設備機器が保全計画に基づき定期的に
0:36:59	点検補修を実施することは変わらない。
0:37:03	と思うんですけど、
0:37:04	そこは変わらないでよろしいですね。
0:37:10	規制庁でそうするとですね。
0:37:12	ここの参考の、
0:37:14	文章を読む限りにおいては、
0:37:18	外部電源受電系とか、
0:37:20	増えても、
0:37:22	なんで評価 87 で 1 から外さなきゃいけないのかが、
0:37:26	わからないので、前回のヒアリング
0:37:29	ここに書いてない子
0:37:33	理由に、逆に言うところここに書くべきものは無。
0:37:36	何の条件が実はあって、
0:37:40	例えばですよ。
0:37:42	言えば、
0:37:44	対象設備を点検補修することで LCO を逸脱してしまうもの。
0:37:51	発 2 個を踏まえれば、
0:37:53	今回で言うとは、71 条の、で言っているところの、
0:38:03	す 71 条の 3 項の表 71-2、ここで言っている。
0:38:12	運転継続が可能な、
0:38:15	許容される時間。
0:38:20	例えば 30 日。
0:38:22	この時間内で、点検補修ができる。
0:38:28	そういったものを表 87-1 に、
0:38:33	リストアップしてますってことじゃないのかなあと思うんですね。
0:38:37	で、
0:38:39	運転許容ができる時間、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:50	PRA関係なし。
0:38:59	LCOを、
0:39:00	満たすか満たさないか。
0:39:02	表 87-1 に入るか入らないかっていうのが決まってくるのかなというふうに
0:39:09	まずそこが認識が合わない。
0:39:14	上で言ってるしかして言ってるどころの議論に入れれないと思う。
0:39:20	まず、ここんところをはっきりして欲しいんですけど。
0:39:52	やむを得ず
0:40:13	1 サイト
0:40:15	当然、
0:40:18	にも
0:40:24	は、
0:40:45	名称規制庁スズキです。その場合ですね、
0:40:51	じゃあ、1 項 2 項、3 項の使い分け。
0:40:56	ていうのがどこにあって、今回は参考じゃなくなった。
0:41:02	けれども 2 行でも一行でもないの、
0:41:06	そもそもこれは青旗作業の、
0:41:10	として、リストを除外しますと。
0:41:13	ということなのかや、2 項ではありますとか、1 項ではありますみたいな話なのか、そこもよくわからなくて、
0:41:24	上で書いてある万が一っていうのはそもそも 87 条の 4 項、
0:41:34	に該当しないものを言っているの、
0:41:38	まず、87 条 1 項 2 項 3 項、これは予防保全を目的として点検補修を実施する。
0:41:45	設備、
0:41:47	について言っているの、ここは結局先ほど言った、言っていた予備変圧器なんなの、
0:41:55	設備は全部予防保全を目的とした点検補修を実施する対象設備なので、それは定期的にやる、やるやらないとの関係なしにね。
0:42:04	なのでまず、1 項 2 項 3 項に該当する。
0:42:08	ものなんだろうけど、
0:42:10	まずさっき言った参考から外れますっていうのが、LCOを逸脱しなくなるので、
0:42:16	外れます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:18	以降にも一方にも該当しないってところは、
0:42:22	どこでどう読むんですかね。
0:42:44	参考の、この青は、
0:42:49	えーと
0:43:09	自社で経過
0:43:17	それから
0:43:59	規制庁そういうケースはわかりましただから結局一行でも2行でも、
0:44:05	目的とした点検保障術実施するための後に、計画的に運転上の制限外に移行する。
0:44:14	それは意図的に運転上の制限に外に移行する場合、
0:44:20	指しているのもそれは本当は、
0:44:22	参考も、
0:44:24	保全計画に基づく定期的に、
0:44:27	行う点検保修を実施する。
0:44:30	ため、
0:44:31	計画的に運転上の制限に移行する場合、
0:44:35	ということで書いて、
0:44:38	本当は文章としてそれが書いてないと、今回の花
0:44:42	外部電源が、
0:44:44	回線数が増えたことで外れるっていうのがぱっと出てこない。
0:44:49	明確にまずしていただいた上で、
0:44:53	セ上野関
0:44:57	そこ外しますよ。
0:45:00	外すタイミングはいつですかって言ったときに、
0:45:04	定期的に点検補修を実施するこれを計画を、
0:45:10	立てているんだけどたまたまその期間、
0:45:14	工事、
0:45:15	がステップ5で、百々
0:45:17	へとどまることがないっていうのが前回の説明
0:45:20	けど、
0:45:21	そこを改めて、
0:45:23	止まるか止まらないか関係なしに、計画的点検補修を、
0:45:29	するというものに、
0:45:32	ステップ
0:45:33	法に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:35	生後 2、
0:45:37	適用性
0:45:39	をコガ、
0:45:41	それでやっとな理解できるので、
0:45:43	まず、まず、
0:45:44	87 条 1 項から 3、
0:45:46	外れる、説明をし、
0:45:49	追加してもらえますか。
0:46:01	受ける
0:46:09	はい、規制庁スズキですとかお願いします。
0:46:13	それで
0:46:15	次の 50 ページの、
0:46:20	付則 4、
0:46:21	利用開始。
0:46:23	同 500kV送電線切替工事。
0:46:27	以降にする。
0:46:30	何となく読めるんですけど、
0:46:38	資料 1 の方は、相変わらず申請書の記載がそのまま、
0:46:42	説明されているので、
0:46:46	お昼
0:46:51	12 ページですね。
0:46:54	なんで、具体的に、
0:46:59	87 条は、
0:47:02	親kV送電線切り換え工事。
0:47:06	完了後、
0:47:08	2、
0:47:10	言葉と事例としては、そういう言い方じゃなくて使用前検査終了日以降なのか。
0:47:16	以降に適用することとしますっていうふうにはっきり言っていただいた方がいいと思います。
0:47:24	ですね。
0:47:25	付則 487 条の表 87 の 1 だけじゃなくて、
0:47:30	周辺監視区域図。
0:47:32	管理区域図を全区域図に記載されている。
0:47:38	開閉所の位置の変更があつて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:42	それは、現状は、連絡用変圧器に係る使用前検査終了日以降になってんですけど、要するにステップ高になってんですけどステップ5の段階では実は、
0:47:54	開閉所の位置はもとの位置も残っていて、新しい位置も使う。
0:48:00	ことになってるんだけど、
0:48:02	それって、開閉所の位置を変更。
0:48:06	した後にするんであれば、
0:48:09	親kV送電線切り換え工事以降でないと、
0:48:13	元の開閉所の位置っていうのは、その開閉の機能をなくすということではできないので、
0:48:19	本来は、そもそもその図、
0:48:22	で言っている開閉所の位置を変更するのは、500kV送電線、
0:48:29	切替工事以降でないと、そうならなかったんじゃないかなと思う。
0:48:34	そこは、
0:48:36	されてないんですけど、
0:48:41	すいません。
0:48:44	前回の
0:49:24	30、
0:49:57	生徒、
0:50:21	規制庁。
0:50:22	整理を行った結果、
0:50:24	これですというのは
0:50:26	説明の文章読めなくて、
0:50:30	付則にこう記載していますって言うんですけど実際はこうなってなくて、
0:50:37	現状の申請書はこうになってないので、そこはそこがあるので、
0:50:43	不足をこういうふうに
0:50:46	修正する方針ですっていうことであれば理解できる。
0:50:52	で、
0:50:53	そこは明確にさせていただき、
0:50:57	で、
0:51:00	後、
0:51:01	補正を考えているんであれば、
0:51:03	補正を考えているって言うことも言っていたかかないと我々
0:51:09	逆に言ってもらうことでよろしいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:23	絵を、
0:51:29	現職成長するです一方で、最初にお話した申請書の変更の理由のところはまだ、
0:51:38	未整理だという、
0:51:41	まだ確定はしていないという、
0:51:43	理解でいますけど
0:51:46	そういうことでよろしいですか。
0:52:06	現状は、
0:52:20	研修規制庁済みです。
0:52:23	補正するつもりで今後言います。ただ、
0:52:27	どのように補正するかという方針はまだ定まってないところなんですっていうことですね、その変更の理由については
0:52:36	今の時点でこう変更しようと思っておりますっていうところはまだ、
0:52:41	整理しきれてないということで、
0:52:49	それで述べました。
0:53:08	現状規制庁数です。
0:53:10	アカイシました。
0:53:13	ご指摘
0:53:14	ます。
0:53:16	同国庫までで、ほかに何か確認したいこと、規制庁側から大丈夫ですか。
0:53:29	はい。規制庁側からか、現時点において確認したいところは、以上です。
0:53:35	よければ、今後の進め方に移りたいと思いますけれども、
0:53:42	先にご案内してる通り8月3日に新サカイ法が
0:53:48	ありますんで、
0:53:50	今日の時点版での資料で、もうやっていくしかないんで、
0:53:58	これから修正していただく、今日、そこが読めないとかっていうところで、
0:54:03	記載の充実をお願いしたところ、
0:54:07	多分間に合わないと思います。
0:54:10	ただ一方で、
0:54:12	説明をするときに明確に説明をしていただいた方がいいと思いますんでその辺の配慮はしてください。
0:54:21	それで
0:54:24	審査会合をやって、方向性としては大体、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:29	固まってかつ、論点出しというところについても、他に、現時点ではないのかなっていうふうに
0:54:39	ですので審査会合の資料が若干、
0:54:46	補正の方向性として定まってないところがある
0:54:52	扱いについては、
0:54:54	審査会合の場で何かしら、
0:54:56	こちら側から、
0:55:03	そんなところですけども、
0:55:08	それ以降のスケジュールっていうのは、儘田先ほどどういうふうに補正するかも含めて固まってないってこと。
0:55:16	九州電力の方としてもまだ具体的な今後の進め方スケジュール等についてはまだ固まってないと。
0:55:23	よろしいですか。
0:55:31	はい。
0:55:41	最後に、
0:56:20	はい、エンシュウ規制庁スズキです。了解しました。
0:56:24	審査会合以降の進め方に、
0:56:29	希望日との、
0:56:31	兼ね合いからしてみればまだまだ時間的余裕はあると思う。
0:56:48	A規制庁側から、以上です。九州電
0:56:53	今日の資料について、ほか説明しておきたいこと、またはそれ以外で確認したいことありましたらお願いします。
0:57:17	はい。規制庁鈴木です。
0:57:19	本日のヒアリング終了します。どうもありがとうございました。
0:57:25	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。